

令和4年10月5日

発言者	発言要旨
【議案に対する質疑及び所管事項に関する質問】	
田澤委員	東北中央自動車道東根北IC～村山本飯田IC間の開通によって、県内の高速道路の供用率及びミッシングリンクの箇所数はどうなるのか。
高速道路整備推進室長	県内の高速道路の供用率は、現在の79%から82%になる。また、ミッシングリンクは1箇所減って、6箇所から5箇所になる。
田澤委員	今回開通した地域には大旦川が流れ、地盤も非常に悪いと認識している。整備にあたって苦労した点はあるか。
高速道路整備推進室長	東根～尾花沢間の整備として平成10年度に事業着手し、最後に残ったのが今回の開通区間である。事業主体となる国土交通省からは、東北でも有数の軟弱地盤であり、地盤改良等に変な苦労したと聞いている。
田澤委員	今後、本県の高速ネットワークが完了するまでにどの程度の予算と期間が必要か。
高速道路整備推進室長	事業主体は国土交通省であるため県の推定値となるが、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路の4路線において、事業を進めている工区における今年度以降の残事業費は約2,000億円である。 なお工期については、開通の見込みを公表している事業区間の中で最も開通が遅いものは、日沿道遊佐象潟道路の令和8年度である。
田澤委員	新庄から山形へ向かう場合、無料区間が終わる東根ICで降りる車が増え、東根ICから国道13号までの混雑が想定されるが、どのような対策を進めるのか。
道路整備課長	恒久的な対策として、今年度から、東根ICから山形空港前交差点までの国道287号区間の4車線化に向けて、現在、設計中である。そのほか、山形空港前交差点における右折、左折レーンの延長、交通事故防止のための防護柵の設置、国道13号との交差点における県道側の右折レーンの延長を進めている。
田澤委員	8月豪雨の被害を受けた国道121号における国の権限代行について、工期の予定及び費用の負担割合はどうか。
道路保全課長	国土交通省では、9月中旬から2か月程度での片側交互通行による開通を目指している。本路線は、本県にとって極めて重要な道路であることから、復旧に向けた連絡調整を国及び福島県と緊密に行うとともに、福島県側からの資材運搬や安全確認の道路パトロール等に取り組んでいく。 負担割合については、通常の直轄負担金と同じ割合と聞いている。
田澤委員	国道121号は、地震対策を想定して策定された緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路であるが、近年、地震よりも大雨による道路の寸断が多い。計画策定時とは状況が変化している中、今後の計画の運用をどのように考えるか。

発 言 者	発 言 要 旨
道路整備課長	緊急輸送道路は、災害直後から、避難・救助、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要路線である。当該計画は、主に大規模地震を想定したものであるが、水害を想定した計画の検討は現時点で行っていない。
田澤委員	8月豪雨で国道121号以外に寸断された県指定の緊急輸送道路はあるのか。
道路保全課長	第1次緊急輸送道路では、国道121号、米沢高畠線の2路線、第2次緊急輸送道路では、国道287号、長井飯豊線、長井大江線、天童寒河江線、米沢南陽白鷹線、大石田畑線の6路線が被災し、そのうち国道121号、長井飯豊線では現在も通行規制を行っている。
田澤委員	長井飯豊線の開通の見通しはどうか。
道路整備課長	被災した大巻橋については、国土交通省から応急組み立て橋の貸与を受けることになり、10月末の供用開始に向けて仮橋の架橋工事を進めている。
田澤委員	緊急輸送道路における橋梁の耐震化率については、令和3年度時点で約98%であり、概ね終了したとの理解でよいか。
道路整備課長	まだ終わっていない橋梁については現在も事業を進めている。残っているものは対策が難しい橋梁になるが、最優先で耐震化を進めていく。
田澤委員	大巻橋上流の小白川は曲がりくねっているために流下しにくく、洪水が発生した。今後も同様の状況は起き得るものと想定するが、対策の見通しはどうか。
最上川流域治水推進室長	<p>8月豪雨で被災した小白川については、従前の状態に戻す原型復旧だけではなく、再度災害防止の観点から、川を拡幅するなどの改良復旧が必要であり、国土交通省の指導のもと検討を進めている。今後、国の災害査定が終わり次第、詳細設計や用地買収等の準備を進めていく。</p> <p>近年、災害復旧においては、多自然川づくりの観点から、河川のルートは現況の流路を基本としている。しかし小白川においては、川の屈曲が護岸破壊や溢水を助長したと推定されるため、専門家の助言のもと屈曲部の是正について検討を進めている。</p>
田澤委員	大雨でも流量が少ない川では多自然型が良いが、屈曲部を多自然型で復旧すれば再び壊れてしまう。非多自然型としてコンクリート護岸にするなどの配慮も必要ではないか。
最上川流域治水推進室長	小白川の改良復旧については、再度災害防止、安全・安心の確保が最優先となる。そのうえで、多自然川づくりに配慮できるのであれば配慮するというスタンスに立ち、屈曲部の是正については、国の助言や飯豊町の意向を反映しながら設計を進めていく。
田澤委員	酒田港のカーボンニュートラルポート（以下、「CNP」という。）形成を見据えた調査費として2,100万円が補正計上されているが、どのような調査か。また、CNPと基地港湾の関係性をどのように捉えているか。

発 言 者	発 言 要 旨
空港港湾課長	<p>港湾施設や周辺企業における温室効果ガス排出量の調査である。CNP形成に向けた目標設定として、削減可能量を試算するための基礎調査となる。</p> <p>CNPと基地港湾との関係性であるが、洋上風力発電の導入に不可欠な基地港湾の整備は、CNP形成のうえでも重要な位置づけとなる。例えば、洋上風力で発電した電力を酒田港で使用したり、余剰電力で製造した水素を酒田港から移出する取組みなども考えられる。</p>
田澤委員	<p>洋上風力は、エネルギー面だけでなく経済面においても日本海側に利益を落とすプロジェクトである。力を入れて取り組んでほしい。</p>
加賀委員	<p>東北中央自動車道東根北IC～村山本飯田IC間の開通によって、人や物の動き方が変わってくる。国から重要物流道路として指定を受けると重点的に整備を進められるが、通常の事業とは異なる予算措置があるのか。</p>
道路整備課長	<p>重要物流道路は、平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が指定する。国が管理する国道や高速道路のほか、一部の県管理道路も指定されている。その他、代替・補完路にも指定されている。国土交通省では、これらの整備に係る補助事業や社会資本整備総合交付金による支援制度を設けており、本県では防災安全交付金の重点配分を受けている。</p>
加賀委員	<p>優先的な予算措置があるため、通常の事業よりも早期の整備が可能になるとの理解でよいか。</p>
道路整備課長	<p>要望額に近い金額が国から配分されるため、通常の事業よりも比較的迅速に対応が可能となる。</p>
加賀委員	<p>今後、重要物流道路の整備状況を正確に把握するため、関連資料を示す場合には、通常の予算と重点配分の予算とを区別化してほしい。</p>
加賀委員	<p>指定管理者関連の議案が複数提案されているが、県が指定管理者制度を導入する施設のうち、県土整備部所管の施設数はどうか。</p>
企画主幹	<p>県全体の131施設のうち、県土整備部所管の施設は98施設である。</p>
加賀委員	<p>指定管理者制度は、最大限の行政サービスを行いながらも経費節減を図る制度と理解しているが、物価高騰等の影響を踏まえた指定管理料の見通しはどうか。</p>
企画主幹	<p>指定管理料の大きなウェイトを人件費が占めており、昨今の人件費の上昇を受けて指定管理料も上がる傾向にある。</p>
加賀委員	<p>指定管理料が上がる中においても、制度の目的である経費削減の取組みについては、指定管理者側としっかりと協議を進めてほしい。</p>
加賀委員	<p>水道広域化推進プランについては、今年度中での策定が国から求められている。県内水道事業者の中でも企業局が持つ役割は大変大きく、プラン策定あたって企業局の考え方が重要になるのではないかと。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事(兼)水道 事業課長	<p>水道事業の広域連携にあたっては、防災くらし安心部が中心となって、県内4圏域ごとに、①施設の共同化、②管理の一体化、③経営の一体化、④事業統合の4つの手法から検討を進め、報告書の取りまとめを行っている。</p> <p>企業局では、今後、供給エリアを拡大するかどうかという点で①施設の共同化と大きく関わるが、施設の統廃合や事業の経済性については各水道事業者によって状況が異なるため、企業局として様々な提案は行っていくものの、各水道事業者との丁寧な議論が重要と考えている。</p>
加賀委員	<p>施設の共同化とは、具体的にどのような手法なのか。共同で施設を設置するということか。</p>
参事(兼)水道 事業課長	<p>施設利用の効率化を図るため、複数の施設を1つに統合して管理費を抑える手法である。共同で新しい施設設置する方法や既存の施設を利用する方法が考えられる。</p>
加賀委員	<p>プラン策定後には、企業局の事業運営や組織体制が大きく変わることも想定される。どのような手法を選択した場合に、大きな影響が生じると考えるか。</p>
参事(兼)水道 事業課長	<p>③経営の一体化や④事業統合については、事業主体が1つになるため、企業局の組織体制にも影響する。</p>
加賀委員	<p>プラン策定にあたっての企業局としての今後の関わり方について、企業管理者の考えはどうか。</p>
企業管理者	<p>県内では23の市町が企業局から受水しているが、受水している市町村の比率は圏域によって差があり、水道事業を取り巻く経営環境や広域連携に対する考え方は一様ではない。水道の単価を抑制していくという大きなミッションを念頭に置きながら、各圏域の部会において市町村の意見や意向をしっかりと受けとめ、地域ごとの望ましい形を考えていく必要がある。</p>
加賀委員	<p>プラン策定の目的は、人口が減少していく中においても、水道料金の抑制を図りながら安定的な供給体制を作ることである。企業局が議論をリードしながら取り組んでほしい。</p>
加賀委員	<p>今年度のリフォーム支援事業の活用状況はどうか。</p>
住宅対策主幹	<p>「やまがたの家需要創出事業費補助金」及び「暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金」の執行率は8月時点で87%であり、昨年度の81%を上回っている。なお、予算を有効活用するため、市町村に対して補助金の要望調査を実施し、執行率の高い市町村には追加配分している。</p>
加賀委員	<p>克雪化のメニューについては、雪の事故を防止する視点から、どのような要件となっているのか。</p>
住宅対策主幹	<p>克雪化のメニューを大きく分類すると、耐震、落雪、融雪の3つのタイプがある。具体的には、安全な雪下ろしを行うための丸環等の器具の設置、落雪を防止する雪止めの設置、雪割り屋根の設置、融雪設備の設置を要件としている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
加賀委員	山形で新築する場合、雪への安全対策を建築許可の要件とすることも今後検討してほしい。
加賀委員	8月豪雨に係る補正予算として、国の住宅再建支援金の対象外となった方に対する同等の支援、見舞金の給付について追加提案がなされ、本常任委員会分としては住宅被害の復旧・修繕費として9,000万円が計上されている。このような県独自の支援については、災害発生時には必ず発動される恒久的な制度にすべきと考えるがどうか。
建築住宅課長	大規模災害時における被災住宅復旧のための支援は、今回の8月豪雨を含めて3回である。県独自の支援策の恒久化については防災くらし安心部において検討していくが、県土整備部としては3回分の実績をしっかりと伝えていく。
加賀委員	市町村では県の支援が発動されるかどうか分からない状態が続く。基準を超える災害が発生した場合には、パッケージ事業として発動される仕組みを構築してほしい。県土整備部長の考えはどうか。
県土整備部長	県独自の支援については、基本的には今後行う方針と考えているが、被災状況等によっては個別の判断を要する場合もあるため、引き続き、議論を重ねていく。
矢吹副委員長	5か年加速化対策に、除雪作業によって剥がれたアスファルトの補修など、舗装の老朽化対策が新たに盛り込まれた。国に対して、雪国の実態を反映した補助メニューの創設を更に求めていく必要があると考えるがどうか。
道路保全課長	県では、令和5年度政府への施策等に対する提案において、県や市町村における雪対策等への支援を要望している。冬期間の国土強靱化を加速させる多様な取組みへの支援拡大について、引き続き、国への提案を検討していく。
矢吹副委員長	沖縄県では、県道の草刈りについて、刈取りの回数や手法等を受注業者側の裁量に任せて作業の効率化を図っている。本県の取組状況はどうか。
道路保全課長	県管理道路については、各総合支庁が直営で、通学路や見通しが悪い場所の草刈りを春と秋に実施している。また、周辺への影響が低いと判断される箇所については、沿線住民への周知を行ったうえで除草剤を散布している。このほか「ふれあいの道路愛護事業」として、地元の自治会、ボランティア団体、企業が行う道路環境美化活動に対して助成を行っている。今後も先進事例等を参考にしながら、適切な除草や維持管理に取り組んでいく。
矢吹副委員長	道路の植樹に関して、伸びた枝を避けるために自転車が車道にはみ出したり、伸びた根に児童がつまづく危険性がある。自然豊かな本県において、なぜ道路の植樹が必要となるのか分からないが、法律等での定めがあるのか。
県土整備部長	道路構造令において、都市部の道路には植樹帯を設けるのが望ましいとされている。ただし、低木が高木に成長したり、落ち葉などの管理が大変となる場合は、道路管理者や地域の意向を踏まえて植樹帯をなくすことも可能である。街路樹に関しては様々な意見があり、総合的に考えながら対応していくものとする。

発 言 者	発 言 要 旨
矢吹副委員長	屋外広告については、現状、イベントののぼりも公道に立てられず、立てる場合は民地の方に頼まなければならない。景観に配慮した公共的なものについては、県に相談したうえで設置できるように取り扱えないのか。
県土利用政策課長	平成 10 年に屋外広告物条例の大幅な見直しを行い、公共広告も民間の広告と同様に規制することを特徴の 1 つとした。改正後は、公共広告、民間の広告ともに是正され、良好な景観が保たれていると認識している。条例では適用除外の規定を設けており、広告物の設置ができない特別規制地域においても、国や地方公共団体等が設置する公共広告物であれば、一面 2 m ² 、両面 4 m ² までは設置可能としている。条件はあるが、イベントの広告物も適用除外となり得る。また条例では、広告景観モデル地区の制度を設けており、過去に 3 市町村の活用事例がある。 これまでの議論の経過を考慮すれば、公共広告物の取扱いの見直しについては、慎重を期すべきと考えている。
矢吹副委員長	広告物そのものが景観形成につながる場合もあるため、柔軟な対応が必要である。例えば、天童市から希望があった場合、県総合運動公園周辺を広告景観モデル地区とすることも可能なのか。
県土利用政策課長	広告景観モデル地区については、地域住民の合意を得て市町村長が申請を行い、知事が認めた場合に指定される。
矢吹副委員長	都市公園における広告物表示の規制緩和についてはどのように考えているのか。
都市計画課長	都市公園区域内は屋外広告物条例における第 1 種特別規制区域となるため、屋外広告物の表示が規制される。また、都市公園条例において、都市公園内ではみだりにはり紙や広告物を表示してはならないと規定している。 ただし、公園施設の内部については屋外広告物条例の効力が及ばないため、常設広告物の表示については都市公園条例による許可行為となる。現在、広告を表示できる場所が、県総合運動公園の陸上競技場と中山公園の野球場のそれぞれ数箇所に限定されており、指定管理者からは表示箇所の拡大を要望されている。表示箇所の拡大による指定管理者の収入増加が指定管理料の縮減につながることから、常設広告物の表示箇所の拡大について都市公園条例及び同条例施行規則の改正を検討していく。
【防災・減災、国土強靱化に関する意見書の提出に係る協議】	
矢吹副委員長	8月豪雨の復旧対応、防災・減災、国土強靱化の一層の充実、5か年加速化対策の恒常的な実施が必要である。この観点から国に意見書を提出すべきと考えるがどうか。
田澤委員	近年、自然災害が激甚化しており、地方であるほど、安全安心に暮らせるインフラの整備が必要である。県内には河川の氾濫危険箇所も多く、5か年加速化対策を恒常的なものとするため意見書を提出すべきである。
加賀委員	国土強靱化の中に雪寒対策が新たに盛り込まれたことから、当該対策に係る十分な予算確保について、また、河川の浚渫事業に活用している起債が残り数年で終了することから、その期間延長について要望すべきである。

発 言 者	発 言 要 旨
菊池(文)委員	<p>本県ではインフラ整備が必要な箇所も多い。十分に財源を確保していくためにも意見書を提出すべきである。</p>
松田委員	<p>近年、2年ごとに大規模な災害が発生し、事業者や農家などが甚大な被害を受けている。このような状況を考えれば、国土強靱化の取組みを更に求めていく必要がある。</p> <p>⇒本委員会の総意として意見書を提出することを決定。</p>